

新宿区立新宿消費生活センター分館ニュースレター



Rapport

暮らしの交差点



目次

- REPORT 平成30年度新宿区消費生活シンポジウムが開催されました
- NEWS 調理室の設備「ソーセージ詰め器（口金＆絞り袋）」を新調しました。

REPORT 平成30年度新宿区消費生活シンポジウムが開催されました。

「新宿からの発信“SDGs”（持続可能な開発目標）～あなたの選択で世界を変える～」

12月8日（土）に新宿区立牛込箪笥区民ホールにて、「SDGs（エス・ディー・ジーズ=持続可能な開発目標）」（※裏面参照）をテーマに平成30年度新宿区消費生活シンポジウムが開催されました。

シンポジウムではこの「SDGs」について学び、それを私たちの新しい価値基準に据え、日々の生活習慣に工夫を加えることで、世界の問題解決に貢献していくという提案がなされました。

第一部は、戸塚第二小学校6年生有志たちによる元気いっぱいの発表「自分たちで生産・収穫・消費」で幕を開け、続いて新宿区消費者団体連絡会（以下「消団連」）の鍋島照子会長と宮崎冴子副会長による講演「SDGsの視点から『消費者市民社会』の構築を」が行われました。鍋島氏からは消団連によるさまざまな啓発活動についての報告が、宮崎氏から消団連加盟団体の一つである新宿ユネスコ協会による取り組みの紹介がありました。

第一部最後は、横浜国立大学名誉教授である西村隆男氏の基調講演「つかう責任つくる責任～SDGs時代の消費者～」が行われました。西村氏は世界中で起きた数々の事例を元に、最新の世界情勢やそこで起きたさまざまな問題について解説し、これからの時代は、今までのような市場における受け手としての「消費者」ではなく、「市場・社会・地球への影響力を与えられるような消費者市民=責任ある消費者」が大切として、そういった「責任ある消費者」を育むための消費者市民教育の重要性を訴えました。

休憩を挟んで第二部はパネルディスカッションへと移行。西村氏がコーディネーターとなり、工学院大学先進工学部教授・稲葉敦氏、パルシステム生活協同組合連合会 常務執行役員・高橋宏通氏、都立戸山高校 教諭・荒井きよみ氏、新宿区立新宿消費生活センター・皆本真喜子所長の4名をパネリストとして迎え、「SDGsの実現に向けたアクションから」をテーマに、さまざまな視点からの意見交換が行われました。

トークセッションの中では稲葉氏が「私たち（消費者）がいいものを選べば企業（生産者）がいいものを作るようになる」という考え方を紹介し、我々消費者が見る目を養い、GLOBALG.A.P.やカーボンフットプリントといったさまざまな情報を正しく理解し、消費者が本当にいいものを選択するようになることが、企業側の努力を推進してSDGs実現への貢献となっていくことを解説されました。続いて高橋氏からは、「私達の『選ぶ』が社会を変える」をテーマに、消費者一人ひとりが商品を理解し、正しく選択していくことが重要であり、小さな力も集まれば社会を変える大きな力になるというパルシステムが考える「エシカル消費」と、その考えをもとにした数々の取り組みについて紹介。次いで、荒井氏から、都立戸山高等学校の学生たちのSDGsに則した16のテーマによる活動の紹介があり、「バトンバッグプロジェクト」や、回収した衣服の販売収益を寄付する「ふくのわプロジェクト」といった国際社会に貢献するトップリーダーを育成するための数々の取り組みについて解説がありました。最後に皆本所長からは、「誰も取り残さない」ことを基本とするSDGsの実現には、人々に身近な基礎自治体である“区”的取り組みが不可欠との話があり、新宿区による教育や環境保全・災害対策といった事例の紹介がありました。

トークセッションの最後では、消費者一人ひとりの意識向上や日常での小さな行動の積み重ねが、これからの地球環境や世界的な問題に対する取り組みとなるのであり、世界規模で起きる大きな問題も消費者の正しい理解と日常の努力があれば改善できるとして私たち一人ひとりの意識改革の重要性を確認し合い、今年度のシンポジウムは終了となりました。



新宿区立新宿消費生活センター分館 年末年始休館のお知らせ

新宿区立新宿消費生活センター分館は、年末年始を下記のとおり休館とさせて頂きます。

休館期間中は何かとご迷惑をお掛けすることと存じますが、よろしくお願ひ申し上げます。

- ・年内最終営業日：12月28日(金)
- ・年末年始休館期間：12月29日(土)～1月3日(木)

新年は、1月4日(金)から平常どおり営業いたします。

※休館中に頂戴しましたお問い合わせについては、1月4日(木)より順次連絡させていただきます。

※2月の会議室・調理室の利用申請は 2019年1月4日(金)午前8時30分より受け付けます。

本年中は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございました。

皆様のご多幸をお祈りいたします。

2018年 12月

日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5

2019年 1月

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	

解説 SDGs Sustainable Development Goals

「SDGs」とは「Sustainable (持続可能な) Development (開発/発展) Goals (目標)」の略であり、日本語では『持続可能な開発目標』と訳されます。以前は、我々人類の行う開発や文明の発展は環境保全とは相反するものであり、人類の開発が進むほどに自然や生活安全といった環境は脅かされる(環境を保全するためには開発を抑えるしかない)ものと考えられてきました。しかし、近年になって世界は「開発と環境保全は共存できる」という考え方方にシフトしてきており、「環境に配慮した節度のある開発を行うことは可能であり重要である」という考え方の上で、我々が目指すべき発展の在り方を指して「持続可能な開発(Sustainable Development)」と呼びます。

そういう流れを受け、2015年9月に国連総会にて『我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ』と題する成果文書の中で、「持続可能な開発へ至るための具体的行動指針として「SDGs(持続可能な開発目標)」が提示され、採択されました。

「SDGs」では、「1. 貧困をなくす」「2. 飢餓をゼロに」「3. 人々に健康と福祉を」といった分野別に計17のグローバル目標があり、それぞれ各分野ごとに「[1-1] 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる」「[1-2] 2030年までに、各國定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」といった合計169の具体的なターゲット項目(達成基準)が示されています。

日本でも2016年5月に全国務大臣を構成員とする「SDGs推進本部」が設置され、それ以降、各自治体やさまざまな企業の経営に取り入れられ、実施されています。



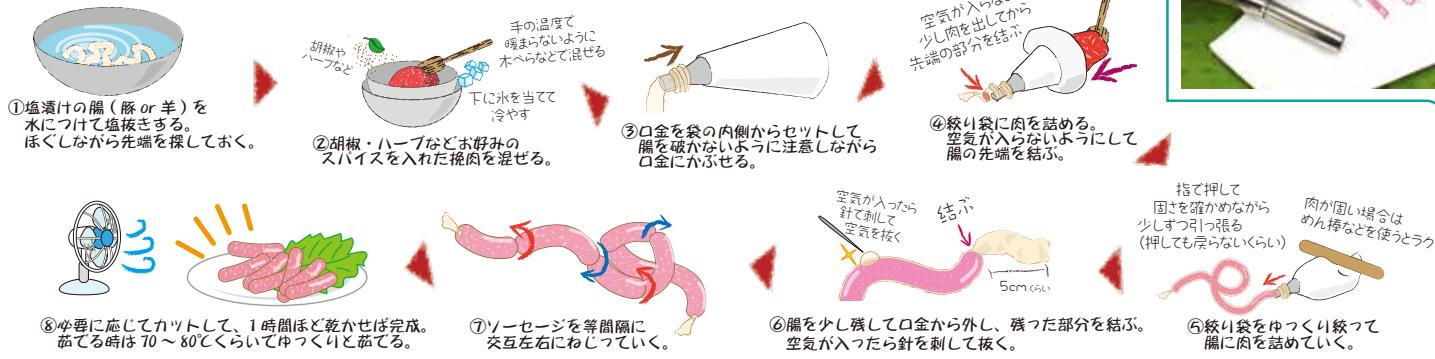
国連によって定められた「SDGs」のロゴマークと17のグローバル目標

NEWS 調理室の設備「ソーセージ詰め器(口金&絞り袋)」を新調しました。

調理室備品としてソーセージ詰め器(口金&絞り袋)を新しいものと交換しました。手軽にご使用いただける口金と絞り袋のタイプとなっていますので、材料さえあれば初めての方でも比較的簡単に手作りソーセージにチャレンジしていただけます。なお、ソーセージ詰め器の使用後は、職員が毎回消毒をいたしますので、ご利用の際は必ず職員へお申し付けください。



ソーセージ詰め器を使った手作りソーセージにチャレンジ!!



新宿区立新宿消費センター分館のご案内

当分館では、会議室と調理室兼商品テスト室の貸し出しを行っています。ご利用にあたっては、利用日前日までに当分館窓口にて利用申請の手続きを完了することが必要です。

窓口受付時間

8:30～22:00 (12/29～1/3 を除く)

受付期間

利用希望日の前月1日(2月分については1月4日)より利用申請を受け付けます。※登録団体は利用希望日の前々月1日より受け付けます。

申込方法

当分館窓口にて利用申請書に必要事項を記入のうえ、利用料金を添えてお申し込みください。

ご利用料金

ご利用施設 / 時間帯	午 前 8:30～12:00	午 後 13:00～17:00	夜 間 17:45～21:45	全 日 8:30～21:45
会議室(定員36名)	1,200円	1,800円	2,200円	5,200円
調理室兼商品テスト室 (最大30名)	1,200円	1,800円	2,200円	5,200円
付帯設備利用料 調理器具(光熱水道費を含む)の料金	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円

*調理室兼商品テスト室で調理設備を使用される場合は、上記の付帯設備使用料(1,000円/区分)がかかります。
*団体登録をしている団体については、減免措置が受けられる場合があります。

お問い合わせ

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1丁目32番10号 [Tel] 03-3205-1008 [Fax] 03-3205-1007
[Email] consu@shinjuku-center.jp [URL] https://consu.shinjuku-center.jp

消費生活に関する相談はこちらへ

新宿区立新宿消費センター 消費生活相談室

悪質商法・契約・解約など…困った時はご相談ください。(相談料無料)

【相談専用電話】03-5273-3830

※月曜日～金曜日(祝祭日除く)9:00～17:00

※年末年始(12月29日～1月3日)は休業します。

【対象】新宿区民の方、新宿区内勤または在学の方

【所在地】新宿区新宿5-18-21
新宿区役所 第二分庁舎3階

分館では、消費生活に関する相談業務は行っておりません

新宿区立新宿消費センター分館ニュースレター
Report暮らしの交差点

発行人: 田中健一郎 編集者: 仲田俊輔

発行 No: 第 2018-044 号 発行日: 2018年12月10日

指定管理者: 有限会社そーはっと